



西東京市

公共施設再編計画(素案)

令和5年12月時点

西東京市

目 次

第1章. 西東京市公共施設再編計画について	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画の対象施設	4
第2章. 公共施設再編に向けた基本的な方針	6
1 公共施設再編の基本的な考え方	6
2 公共施設再編の検討方法の視点	7
第3章. 公共施設再編に向けた具体的な検討	12
1 公共施設再編の検討事項	12
2 個別施設の分析手法	21
第4章. 個別施設の分析結果と今後の方向性（中学校通学区域別）	30
《計画の見方》	30
1 田無第一中学校通学区域	31
2 保谷中学校通学区域	33
3 田無第二中学校通学区域	34
4 ひばりが丘中学校通学区域	35
5 田無第三中学校通学区域	36
6 青嵐中学校通学区域	38
7 柳沢中学校通学区域	39
8 田無第四中学校通学区域	40
9 明保中学校通学区域	41
資料編	44

※ 施設分野の番号等は、施設カルテ2022を基に作成しています。

第1章

西東京市公共施設再編計画について

第1章. 西東京市公共施設再編計画について

1 計画策定の趣旨

西東京市（以下「市」という。）では、みんなが輝くことができる魅力あるまちを築くとともに、将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立を目指し、これからの時代にふさわしい公共施設の適正配置を進めています。

令和6(2024)年3月には、将来的に厳しい財政状況が想定される中、公共施設等¹の総合的かつ計画的な管理をより一層推進するため、公共施設等の管理に関する基本的な方針や施設類型ごとの管理方針を示した西東京市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を改定しました。

総合管理計画では、人口や財政状況の見通し、公共施設等の現状を踏まえ、全ての公共施設の更新需要に対応することは困難な状況であることから、安全安心で快適な行政サービスを継続して提供するとともに、将来世代に過大な負担を残さないためには、公共施設等の量と質の最適化やライフサイクルコストの適正化を図る必要があるとして、「公共施設等マネジメント基本方針」（総合管理計画 P23参照）を定めています。

総合管理計画に基づき、単に公共施設に係る財政負担の縮減を図るだけでなく、市民サービスの維持・向上も図るため、公共施設再編の基本的な考え方や再編の検討事項を定めるほか、個別施設の分析結果等も踏まえ、個別施設における公共施設再編の検討の方向性を示した西東京市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）を策定しました。

¹ 公共施設等：公共施設及びインフラ施設のこと。具体的には、建物を有する施設のほか、道路・橋梁等の土木構造物、下水道も含む包括的な概念を指す。

2 計画の位置付け

再編計画は、総合管理計画で示した公共施設等マネジメント基本方針に基づき、個別施設における公共施設再編の検討の方向性を示す計画として位置付けます。

なお、国においては、インフラ施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化計画」を策定し、全国の地方公共団体に、中長期的な取組の方向性を明らかにする計画（行動計画）として総合管理計画を、行動計画に基づいて個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として個別施設計画の策定が要請されています。

再編計画は、個別施設計画を策定する際の基本的な考え方を示すものでもあります。

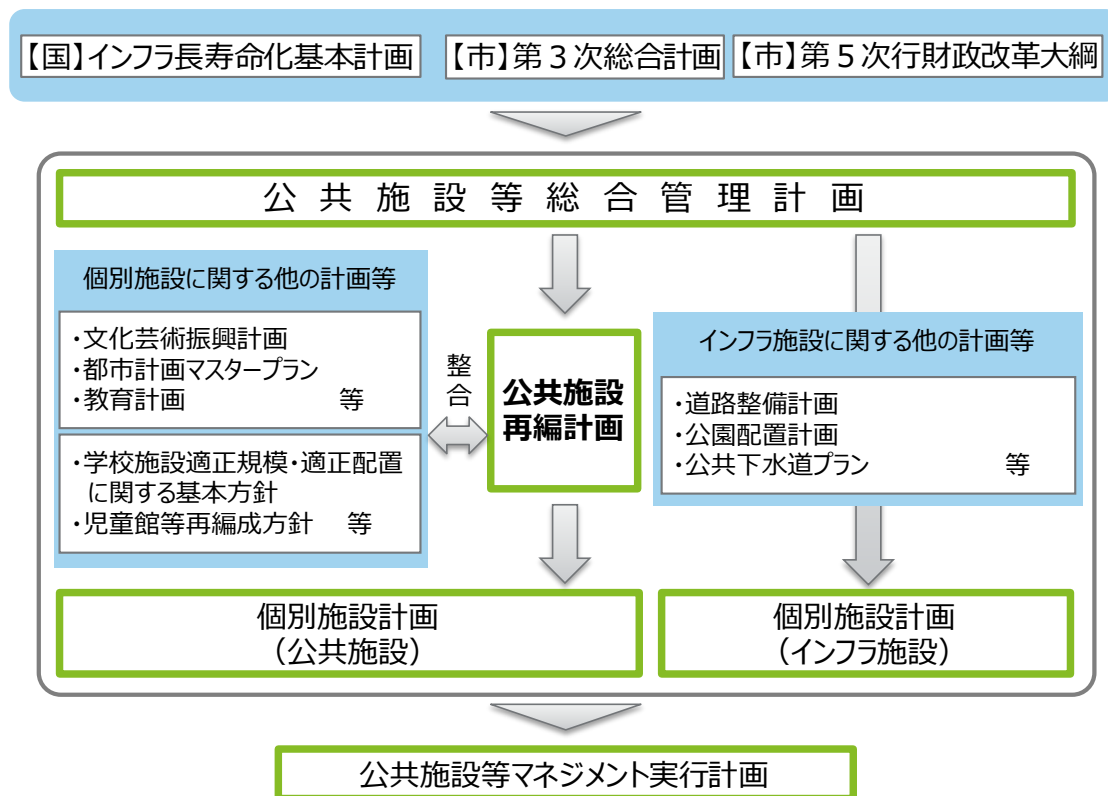


図1 再編計画の位置付け

3 計画期間

計画期間は、総合管理計画と合わせ、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

なお、総合管理計画と合わせ、後期5年間の開始に当たっては、社会状況の変化や再編の取組の進捗状況、新たな市民ニーズ等も踏まえて見直しを行うこととします。

4 計画の対象施設

4 計画の対象施設

再編計画の対象は、「施設カルテ²2022」において個票が作成されている公共施設とします。なお、市営住宅等は、市営住宅等の再編整備の方針に今後の方向性を示していることから、再編計画の対象から除きます。

また、インフラ施設（道路、橋梁、公園・緑地、下水道、駐車施設）については、総合管理計画で定めた基本方針に基づき、計画的な維持管理を推進するものとして、再編計画の対象から除きます。

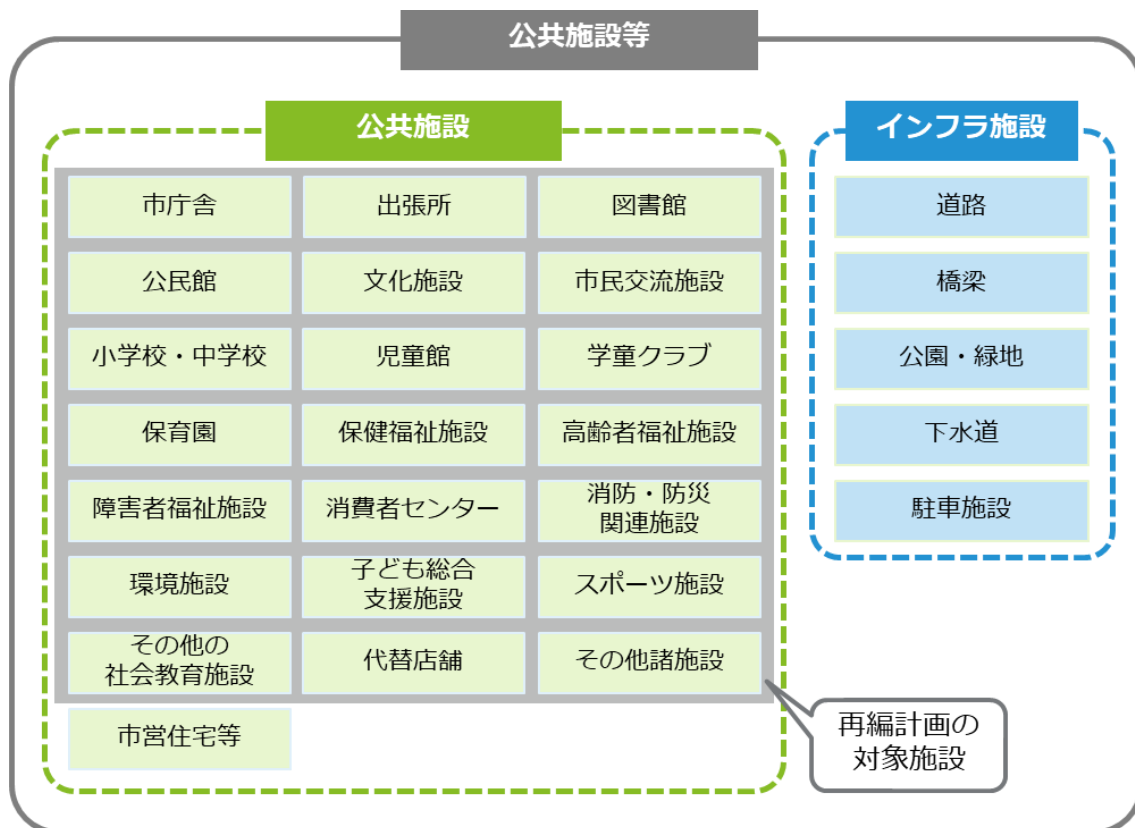


図2 再編計画で対象となる施設分野

² 施設カルテ：公共施設等の利用率やコスト、老朽化率等、情報を「見える化」し、現状や課題についてまとめたもの。

第2章

公共施設再編に向けた基本的な方針

第2章. 公共施設再編に向けた基本的な方針

1 公共施設再編の基本的な考え方

市税収入は堅調に推移すると見込まれるものの、物価高騰等による企業や雇用への影響など、先行きは不透明な状況であり、また、高齢化の進行等に伴う社会保障関係経費の増大等による将来的に厳しい財政状況が予想される中、全ての公共施設の更新に対応することは非常に困難であると考えられます。

一方で、高度化・複雑化する行政需要や市民のライフスタイルの多様化等に対応するためには、公共施設を通じて提供する市民サービスの維持・向上を図る必要があります。

今後も、持続可能で自立的な自治体経営を確立するためには、ヒト・モノ・カネ等のいわゆる経営資源³の状況が将来的に厳しくなると見込まれる中でも、市民ニーズや社会状況の変化を捉えて市民サービスを維持・向上させつつ、市民サービスの提供量の最適化と効率化により自治体の持続可能性を高める等のバランスを取ることが重要です。

そこで、公共施設再編の基本的な考え方としては、公共施設を取り巻く社会状況の変化や公共施設の更新の見込みを踏まえ、計画的かつ効率的な公共施設の再編に取り組み、将来世代への負担も考慮しながら、財政状況に応じた公共施設を保有する「持続可能な公共施設の確保」と、社会状況や地域課題に応じた市民サービスの提供を行う「適切な市民サービスの提供」の2点を、公共施設の量と質の最適化を図りながら実現させていくこととします。

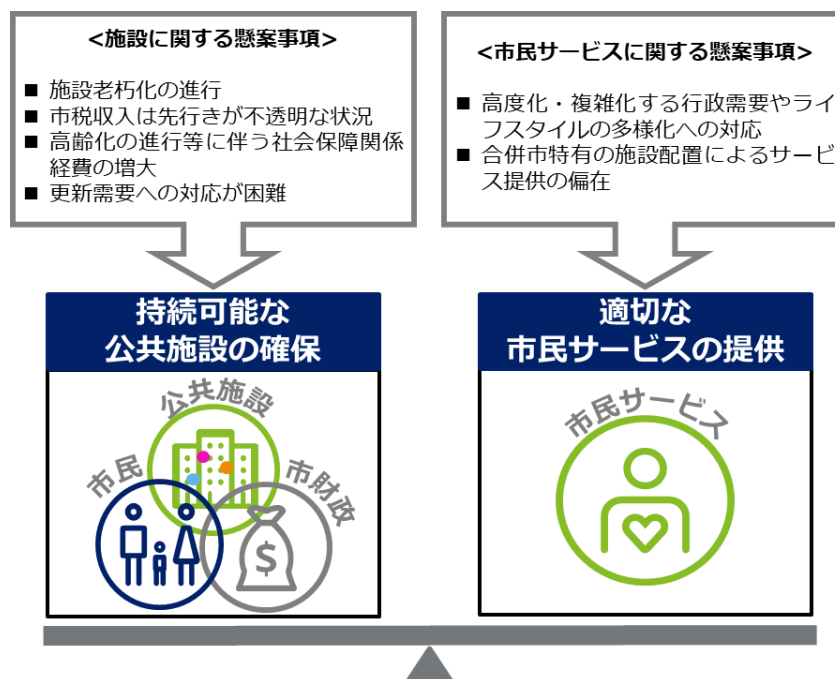


図3 「持続可能な公共施設の確保」と「適切な市民サービスの提供」のイメージ

³ 経営資源：企業（自治体）が経営を行う上で利用できる有形あるいは無形の資源のこと。人的資源・物的資源・資金力・情報・商標・信用等の総称をいう。

2 公共施設再編の検討方法の視点

公共施設再編の基本的な考え方である「持続可能な公共施設の確保」と「適切な市民サービスの提供」のバランスを保つため、公共施設の再編の具体的な検討に当たっては、「将来に向けた資産配分⁴」、「サービスに着目した施設利用」、「時代のニーズに応じた対応」、「階層・配置レベルの設定」の4つの視点を考慮することとします。

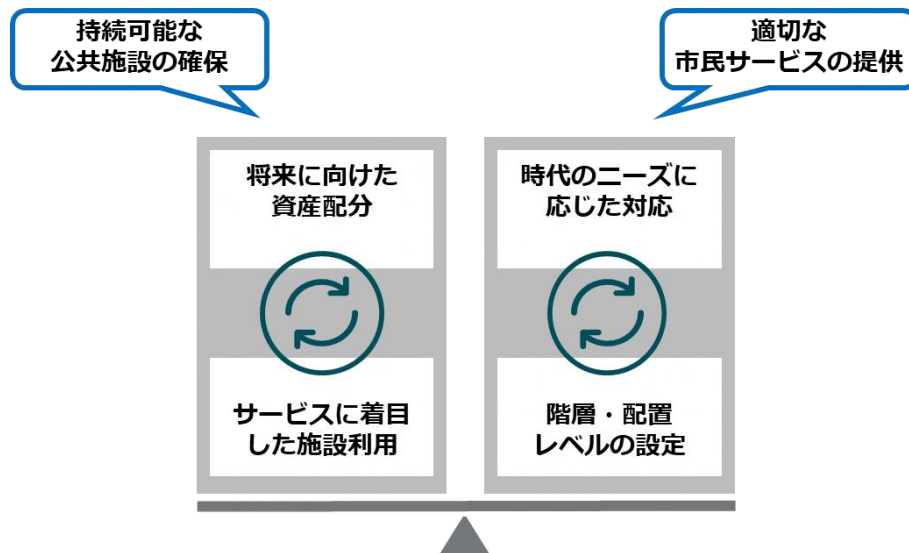


図4 施設再編の具体的な検討視点

(1) 将来に向けた資産配分

整備した当初は新しい公共施設であっても、長期にわたり適切な状態に維持し続けるには、施設の老朽化に伴い、多額の費用が必要になります。大規模な改修費用は、市債（いわゆる借金）で賄うことも方策の一つとして考えられますが、人口は緩やかに減少する中、老年人口の増加を見据えると、将来世代の負担額が大きくなることにつながります。

このため、公共施設再編に当たっては、現世代と将来世代の負担の均衡を図り、将来世代の市民に過度な負担をかけることがないように、公共施設の維持管理経費を縮減しつつ更新費用に関する一定以上の市債を抑制し、社会状況の変化を踏まえた計画的かつ効率的な取組を推進します。

⁴ 資産配分：現世代と次世代で許容できる範囲内にリスクや負担をとどめられるよう、リスクや負担配分を図ること。

2 公共施設再編の検討方法の視点

	10年後	20年後	40年後
公共施設の状態			
維持管理費・更新費用			
人口(利用者)			
1人当たり債務負担額			

図5 「将来に向けた資産配分」のイメージ

(2) サービスに着目した施設利用

公共施設は、「建物」と「提供しているサービス（機能）」で構成されているとして、公共施設等マネジメント基本方針（総合管理計画）では、提供しているサービスに着目した施設利用の考え方を示しました。

このため、公共施設再編の検討に当たっては、単に「建物」だけでなく、そこで提供している「サービス」や「施設の使われ方」を整理し、利用者の利便性の向上や効率的な施設利用を図るため、施設が近接している場合には、類似又は重複している機能を整理しながら、適切なサービス提供量を分野横断的に検討します。

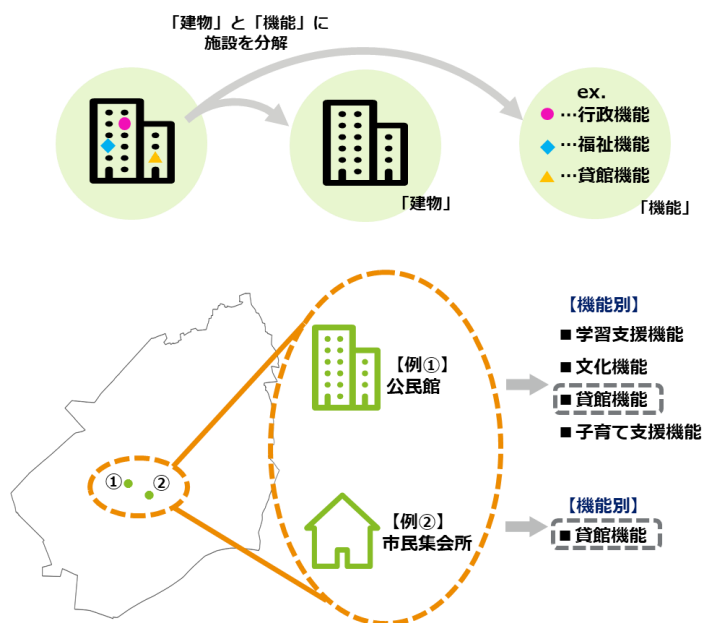


図6 「重複機能の整理」のイメージ

(3) 時代のニーズを捉えた対応

これまでも人口の増加や市民ニーズに合わせ、公共施設を通じたサービスを提供してきましたが、公共施設を取り巻く社会状況は大きく変化しており、高度化・複雑化する行政需要に添えていくためには、施設が保有する設備等にも着目する必要があります。

そのため、公共施設の利用実態、利用者の意向等を把握し、時代の変化に応じて備えるべき設備等の水準を検討します。

その上で、公共施設再編に当たっては、市民サービスの維持・向上を図る観点から、費用対効果⁵等も含め、選択と集中により、施設の設備等の水準維持や機能向上等について検討します。



図7 「時代のニーズに応じた対応」のイメージ

⁵ 費用対効果：再編に当たりかかったコストに対し、得られた成果・効果が適切であるかを判断する指標。

2 公共施設再編の検討方法の視点

(4) 階層・配置レベルの設定

それぞれの公共施設で想定しているサービス提供の範囲には違いがあることから、サービスの特性に応じて「広域」、「市域」、「地域」の3階層の配置レベルを設定します。

その上で、公共施設再編に当たっては、適切なサービス量や適正配置、教育環境に配慮した学校の有効活用等を階層・配置レベルを踏まえた視点から検討します。

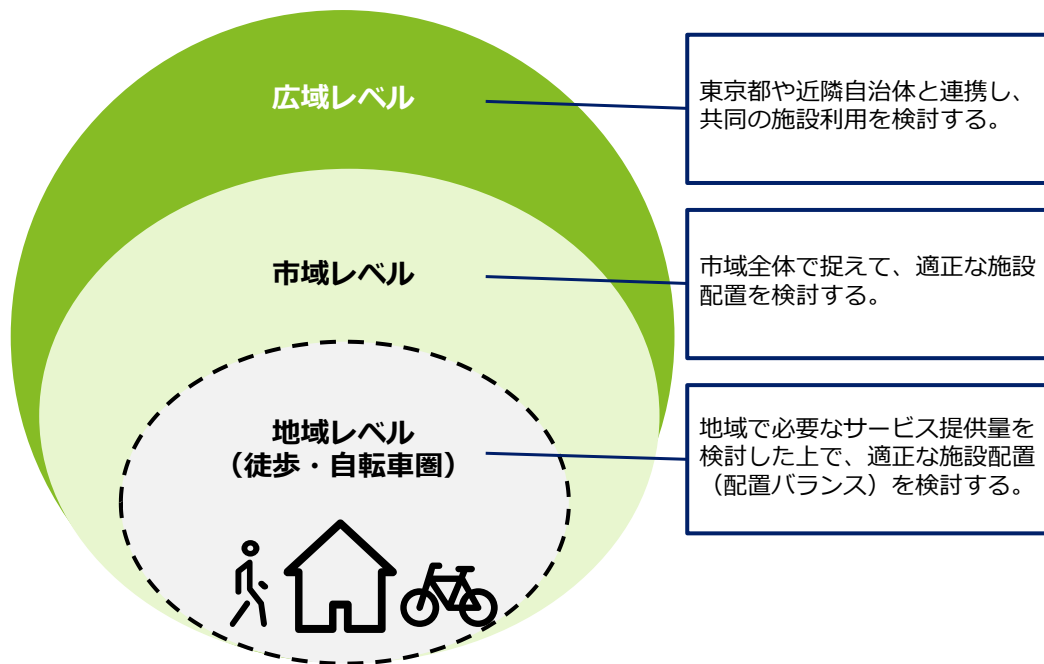


図8 「階層・配置レベルの設定」のイメージ

(5) エリア(圏域)における取組の推進

市では、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、歩いて行ける距離や市内全体の公共施設の配置バランス等を考慮しつつ、中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」として行政サービスを展開し、まちづくりを進めています。

そのため、公共施設再編に当たっては、中学校区における行政サービスの展開を見据え、地域特性や他の公共施設の状況を踏まえつつ、セキュリティ強化を図ったうえで、教育活動に支障がない範囲での学校の建替えに伴う他の公共施設との複合化や適正配置を検討していきます。

第3章

公共施設再編に向けた具体的な検討

第3章. 公共施設再編に向けた具体的な検討

1 公共施設再編の検討事項

(1) エリア(圏域)の再構築を踏まえた対応

公共施設は施設利用を地域内の利用者に限っているものではありませんが、総合管理計画においては、公共施設の量と質の最適化に向け、施設の状態や利用状況、配置バランス、周辺施設の整備状況、保有する機能や役割等を整理し、施設のあり方を検証した上で、一定の範囲（地域）ごとに公共施設再編の検討を進めることとしています。

また、第3次総合計画におけるエリア（圏域）における取組を踏まえ、公共施設再編に当たっては、「学校」に多世代の住民が集う「きっかけ」がある中で、通学区域ごとに子どもを中心に培われてきた地域コミュニティの更なる醸成を促進していきます。

このため、市民の居場所や活動・交流の場といった地域レベルで必要なサービス提供量を整理する公共施設の適正配置については、エリア（圏域）単位で提供する行政サービスを考慮しつつ、「中学校通学区域」を基本に検討します。



図9 学校の出前授業による子どもたちの意見を基に作成「住民の居場所・交流のイメージ」

※市との連携事業により、武蔵野大学工学部建築デザイン学科が制作・監修

1 公共施設再編の検討事項

(2) 適正配置の考え方を踏まえた空白地域や重複施設の解消

施設分野ごとの適正配置の考え方を踏まえ、次のとおり空白地域や重複施設への対応を検討します。

表1 空白地域と重複地域への対応

空白地域	計画期間中の解消を基本とし、施設整備が困難な場合は、周辺の類似機能施設によりサービスを補完
重複施設	対象施設の更新時期や利用状況等を踏まえ、その解消を検討

施設分野ごとの適正配置等の考え方は、エリア（圏域）単位で提供する行政サービスを考慮しつつ、総合管理計画の「施設分野ごとの管理方針」において、以下のとおり示しています。

表2 主な施設分野の適正配置等の考え方

図書館	将来的に求められる図書館のあり方（機能・役割等）を踏まえ、地域館の役割を整理した上で検討。
公民館	他の公共施設を利用した主催講座の実施やオンライン講座等、身近な場所でのサービス提供が可能となるように、生涯学習における支援体制の充実を図る
市民交流施設	誰もが身近に集える居場所として、地域型交流施設についてはエリア（圏域）に1か所程度を配置し、一般型交流施設については地域型交流施設が設置されていない小学校通学区域に1か所程度を配置
児童館	子どもたちの居場所として、中学校通学区域での確保を基本に配置
学童クラブ	児童が安全・安心に通える環境づくりのため、小学校内に配置することを基本に検討し、定員超過率が著しい場合は、小学校の教室等や小学校建替え時における学校内への整備等により対応
保育園	公立保育園については、基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の保育園）に位置付け、中学校通学区域に1か所程度を配置
高齢者福祉施設	福社会館・老人福祉センターについては、高齢者の健康相談や健康の増進、教養の向上等に資する施設として、その他の施設の活用も視野に中学校通学区域におおむね1か所配置

1 公共施設再編の検討事項

(3) サービス機能の分類

サービスに着目した施設利用の観点から、適切なサービス提供量を分野横断的に検討するため、表3のとおり、市が公共施設で提供しているサービス機能を10種類に整理しました。施設分野とサービス機能の対応を整理すると、表4のとおりです。

この10種類のサービス機能について、多様化・複雑化する行政需要を踏まえた行政サービスの方向性等を整理し、公共施設の再編を検討する際の指標として「機能別の方針」を示します。

表3 サービス機能の分類表

サービス機能	目的（施設の使い方）	内容
行政機能	各種行政手続や証明書等の発行等の窓口サービスを提供するほか、子育てや高齢、障害等市民の日常生活における多様な相談を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政手続の受付、証明書等の発行 ■ 暮らしにおける多様な相談受付
図書情報機能	図書、記録その他必要な資料等を収集・保存し、知識や情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 図書等の収集・保存 ■ 図書等の公開・貸出
学習支援機能	市民の教育を受ける権利と学習の自由を保障し、専門的な知識を有する者による学習支援、日常生活に即する教育、学術及び文化に関する講座等を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習活動に対する支援 ■ 講座等の開催
文化機能	市民の文化芸術活動の振興を図り、地域文化の創造と発展に寄与するため、文化芸術活動が行える環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホールや展示スペースにおける鑑賞の機会の提供 ■ 文化芸術に係る発表・練習の場の提供
貸館機能	市民の自主的かつ自発的な文化・教養の高揚を図り、豊かな地域社会づくりの発展に寄与するため、地域社会の活動が行える環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議・集会等様々な活動の場の提供
学校教育機能	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す学習環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 義務教育・特別支援教育の実施
子ども・子育て支援機能	子どもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動するため、イベント等により子どもの居場所づくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの居場所づくり
保育機能	保育を必要とする乳児・幼児を保護者の下から通わせて保育を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳幼児保育の実施
福祉機能	保健、福祉の向上及び健康の増進を図るとともに、高齢者や障害者等の自立及び社会参加を支援し、地域において生活や活動できる環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種予防事業や検診、休日診療の実施 ■ 高齢者の健康増進等に係る事業の実施 ■ 障害福祉サービスの提供
スポーツ機能	スポーツ振興の推進や健康増進のため、スポーツ（野球、サッカー、テニス、バレーボール、柔道、剣道等の競技）や軽運動ができる環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競技、球技、武道等の場の提供 ■ 軽運動の場の提供

1 公共施設再編の検討事項

表4 サービス機能と施設分野の対応表

サービス機能	市庁舎	出張所	図書館	公民館	文化施設	市民交流施設	小・中学校	児童館	学童クラブ	保育園	保健福祉施設	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	消費者センター	消防・防災関連施設	環境施設	子ども総合支援施設	スポーツ施設	その他の社会教育施設	代替店舗	その他諸施設
行政機能	◎	◎									○		◎		◎	○	◎				◎
図書情報機能			◎																○		
学習支援機能			○	◎										◎		◎			◎		
文化機能	○			○	◎		○												○		
貸館機能	○			○	○	◎	○						○	○		○		○	○		○
学校教育機能							◎												○		
子育て支援機能			○	○	○		○	◎	◎								○	○	○		
保育機能										◎											
福祉機能											◎	◎	○								
スポーツ機能				○		○	○											◎	○		

※各施設分野における主なサービス機能に◎印、その他保有しているサービス機能に○印をつけています。

表5 機能別の方針での整理項目

項目	整理内容
機能特有の部屋・設備	「①必要となる部屋・設備」、「②サービス内容により必要となる部屋・設備」と「③機能向上のために必要となる部屋・設備」について、サービス機能の種類に応じた部屋・設備を示す。
民間活力の活用	業務委託（一部業務の委託化も含む。）や指定管理者制度の導入、民営化に係る取組の方向性を示す。 ※「民間」とは、民間企業のほか、公的機関や地域住民で構成される団体を含む。
民間施設等の利用	類似サービスを提供している民間施設等による代替の可能性を示す。
効果的な他機能との組合せ	事業連携、部屋・設備の共用や相互利用等によるサービス向上が想定されるサービス機能の組合せを示す。
配置レベル	エリア（圏域）単位で提供する行政サービスを踏まえ、想定されるサービス提供の範囲（階層・配置レベル）を示す。 ※施設分野ごとの適正配置の考え方については、施設分野ごとの管理方針において示す。
サービス機能の方向性	今後見込まれる人口構造の変化や社会状況の変化、総合計画で示す施策・事業の方向性を踏まえ、計画期間内におけるサービスの方向性を示す。

1 公共施設再編の検討事項

【機能別の方針】

サービス機能	機能特有の部屋・設備			民間活力の活用
	必要	サービス内容により必要	機能向上のために必要	
 行政機能	-	<ul style="list-style-type: none"> 待合スペース 相談室 	-	基礎的な窓口サービスでは、手続のオンライン化等を含め、効率的なサービス提供体制を検討する中で、民間活力の活用の可能性を模索する。
 図書情報機能	<ul style="list-style-type: none"> 開架室（閲覧スペース、乳幼児・児童スペース、おはなし会室） 開架室、資料保管庫 レファレンススペース 対面朗読室 録音室 	-	<ul style="list-style-type: none"> 集会室 飲食スペース Wi-Fi機能 環境制御された保管庫 学習・研究室 	資料搬送等の部分的な業務委託を実施しているものの、更なる民間活力の活用については、現行の図書館サービスと同程度又はそれ以上の提供による利便性向上、民間委託による人員体制における司書割合の維持等、費用対効果の観点等から有効性を検証し、導入の可能性を検討する。
 学習支援機能	※貸館機能で必要とされる部屋・設備を利用してサービスを提供 <ul style="list-style-type: none"> 展示室 	-	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fi機能 	市民と行政の協働による地域の学習環境づくりが重要であるものの、社会教育主事講習等規定の改正による民間企業等への影響を捉えつつ、民間活力の活用による学習活動への支援について、今後の調査・研究が考えられる。
 文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に係る発表・練習の場 美術・工芸などの展示スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 舞台・観客席（照明設備、音響設備、防音設備） リハーサル室 楽屋 機材等保管庫 	-	指定管理者制度の導入により、活動の場の提供だけでなく、文化芸術の振興に係る事業の効果的な実施に寄与している。既存施設の管理・運営の安定化をより一層進めるため、指定管理者制度のより効果的な活用方策を検討する。
 貸館機能	<ul style="list-style-type: none"> 集会室 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚室・音楽室（映像設備、防音設備） 調理室（調理設備） 工作室、陶芸室 	-	貸館機能は、その他のサービス機能との組合せによる提供を基本とし、これを踏まえた公共施設の複合化に応じて、より効率的な運営手法を検討する。
 学校教育機能	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室・特別支援教室 特別教室 エンカレッジルーム 体育館 Wi-Fi機能 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級 給食室 プール 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的スペース 	地域とともにある学校づくりに向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動（学校応援団）を推進していく。
 子ども・子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所となるスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 遊戯室、子育て広場 集会室 図書室 育成室（調理設備） 静養室 	<ul style="list-style-type: none"> 床暖房 学習スペース 飲食スペース Wi-Fi機能 	子どもを対象としたイベントや居場所づくりにおいて、業務委託や指定管理者制度の導入に取り組んでおり、引き続き段階的な民間活力の活用により、民間事業者のノウハウを活用したサービス向上を図る。
 保育機能	<ul style="list-style-type: none"> 保育室・乳児室 調理室（調理設備） 医務室 園庭 保育に必要なトイレ（幼児用、多機能） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 床暖房 	子どもやその保護者への影響に配慮しつつ、公立保育園の民設民営化に取り組む。
 福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> 静養室 相談室 活動室 	<ul style="list-style-type: none"> 健診の受診スペース 高齢者福祉サービスの提供の場（機能訓練室、トレーニングルームなど） 障害福祉サービスの提供の場（機能回復訓練室、作業訓練室など） 	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fi機能 	高齢者を対象とした各種講座や教室、フレイル予防事業、介護予防事業に取り組んでおり、民間活力の活用及び連携による効果的・効率的なサービス向上を図る。
 スポーツ機能	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがスポーツに関われる場 身近に軽スポーツができるスペース 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド 体育室 武道場 トレーニングルーム プール 更衣室 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間照明 観客席 	スポーツの場の提供だけでなく、効果的なイベント等の企画・運営のため、指定管理者、総合型地域スポーツクラブや体育協会等と引き続き連携を図り、サービスを提供していく。

1 公共施設再編の検討事項

民間施設等の利用	効果的な他機能との組合せ	配置レベル	サービス機能の方向性
<p>基礎的な窓口サービスの代替として、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスが実施されており、引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組む。</p>	<p>-</p>	<p>市域 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進等、代替サービスの影響による基礎的な窓口サービスの利用状況の変化を考慮しつつ、サービス提供量の見直しを検討する。 学校を核としたまちづくりに向け、福祉や生活に関する様々な相談を受け付ける相談窓口を設置し、課題に応じて適切な相談支援機関につなぐことで、課題解決に向けた支援を行う。
<p>資料提供において、近隣自治体の公立図書館の相互利用のほか、東京都立図書館を含めた都内の市町村立図書館との協力連携、国立国会図書館や武蔵野大学との連携を継続させ、サービス向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援機能 学校教育機能 子育て支援機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行図書館施設の狭あいによる蔵書収容能力、閲覧スペース・閲覧席の不足、滞在型施設の対応等の課題は、中央館・地域館の役割・機能等の在り方や、将来的な新中央図書館としての施設機能を検討するなかで対応する。当面の間は、既存の公共施設等の活用によるサービスの充実を図る。 図書館利用に課題がある人も利用しやすい環境づくりのため、宅配サービスや団体貸出、図書サービスポイントにおける予約本の受取りに取り組んでおり、さらに図書館以外の公共施設の有効活用に取り組む。 資料の収集、保管を適切に行い、市の歴史文化を確実に継承する。そのためのデジタルアーカイブへの対応を図る。
<p>地域課題や市民ニーズに応じた講座等の開催や学習支援では、民間施設等の代替利用は難しく、関係部署での積極的な庁内連携を図りつつ、市が中心となって効果的なサービス提供に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図書情報機能 文化機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人生100年代を見据え、誰もが地域の身近な場所での主体的に学び続けられるように、市民の学習ニーズに応じた多様な学習機会の充実にも努めるとともに、施設に捉われないアウトリーチ型の学習支援等効果的なサービス提供体制の構築を検討する。
<p>ホールやその他の文化芸術活動の場の提供については、近隣自治体の文化施設の活用等、広域連携の可能性を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸館機能 学校教育機能 子育て支援機能 スポーツ機能 	<p>広域 市域 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設を拠点として文化芸術の鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、身近な文化芸術活動の場として他の公共施設が活用可能であることから、積極的な周知に努め、地域における文化芸術の振興に寄与する。 将来的には、民間施設や近隣自治体の施設の状況、市民ニーズを踏まえつつ、興行と市民利用のバランスに配慮したホールの規模や機能を検討する。
<p>都営住宅やUR団地の集会所等の様々な地域資源の活用が考えられるが、地域コミュニティの形成に寄与する身近な公共施設として、市が一定程度確保していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化機能 学校教育機能 スポーツ機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸館機能は、その他のサービス機能との組合せによる提供を基本とし、市民交流施設の積極的な複合化を検討する。 地域に点在する福祉拠点や公共施設の有効活用により、様々な活動できる身近な場所を充実させるとともに、コミュニティ施策とあわせた取組により、誰でも気軽に集い、世代を超えた交流ができる居場所作りを進める。
<p>プール施設の整備において、各小・中学校の立地条件や周辺環境の違い等を考慮しつつ、複数校による共同利用や公共・民間プールの代替施設としての利用について、学校施設の建替え時における対応を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図書情報機能 文化機能 貸館機能 子育て支援機能 保育機能 スポーツ機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の老朽化対応にあわせて個に応じた教育が実践できる学習環境の確保を目指すとともに、児童生徒数や学級数の将来見込みを検証しつつ、適正規模・適正配置の取組を進める。 学校を核としたまちづくりに向け、学校施設を様々な人が集い、交流・活動できる施設とするため、統一的な運用基準による学校施設の地域利用に取り組むとともに、建替え時には、児童生徒の安全性に配慮したセキュリティ対策を前提としつつ、地域のキーステーションとして必要な機能を備えた複合施設の整備を検討する。
<p>児童館等の子どもの居場所は、市内の子どもが近隣自治体の施設を利用するといったように相互利用されているが、市内の公共施設の必要性は変わらないため、引き続きサービスの維持・向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図書情報機能 文化機能 学校教育機能 福祉機能 スポーツ機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を中心に子どもたちの居場所を確保しつつ、様々な体験ができる機会の提供等により、引き続き年代を超えた交流の機会を創出する。また、子育てひろばや地域子育て支援センターでは、乳幼児とその保護者の居場所を確保する。 放課後の児童の居場所として、児童館や学童クラブの活用のほか、放課後子供教室との連携等、居場所の充実を図る。
<p>市内の保育需要に対しては、これまで私立保育園も含めて一定数の保育園を整備しているため、現状を維持しつつ、公立保育園と私立保育園が連携しながら、引き続き多様な保育サービスの提供に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育機能 	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園については、今後、基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の保育園）に位置付け、中学校通学区域に1か所の配置を検討する。 安心して子育てしやすい環境づくりのため、ライフスタイルの多様化等に伴い変化する子育て家庭のニーズを的確に捉えた上で、多様な保育サービスの提供に努め、子育て支援拠点として在宅で子育てをする家庭への支援、障害児・医療的ケア児が保育園等を利用できる環境整備、支える家族の一時的な休息（レスパイト）ができる支援等受入体制の強化を図る。
<p>福祉会館などは、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等に寄与する身近な公共施設として、市が確保しつつ、民間施設との連携等による活動場所の拡充を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援機能 スポーツ機能 	<p>市域 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の社会参加を通じた健康増進のため、福祉会館・老人福祉センターのほか、既存施設の有効活用により、教養、文化芸術、スポーツ・レクリエーション等の活動の機会を充実させる。 障害福祉サービスについては、利用者数の動向や利用者の障害の状態像における変化を捉えつつ、適切な支援を持続的に受けることができるようにサービスを確保する。また、障害のある人の自己決定が尊重され、社会参加できるよう、障害種別に応じた地域交流や普及啓発を推進する。
<p>企業・民間スポーツ施設や大学施設の利用促進・連携の検討、近隣自治体との相互利用により、スポーツができる機会を確保していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化機能 貸館機能 学校教育機能 子育て支援機能 福祉機能 	<p>広域 市域 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康増進を図るため、ニュースポーツ等の新たな需要増への対応も踏まえつつ、地域の身近な場所で健康づくりや運動を行うことができるように、スポーツ施設のほか、学校施設等既存施設の有効活用に取り組むことで、地域環境の充実に取り組む。

1 公共施設再編の検討事項

(4) 学校の有効活用

「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校の有効活用に取り組み、多様な世代や属性の人が集い、交流・活動できる施設として、学校施設を地域で利用していくことで、将来に渡り学校を中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

このため、学校施設更新の際には、地域市民の意見を聴きながら、地域の課題や特性に応じて複合化等を検討していきます。中学校では、地域の方々にとって身近な相談窓口や、会議・集会・文化芸術活動等の様々な活動が可能な交流スペースの設置を検討していきます。

また、学校施設の地域利用等により、社会教育等その他の活動の場としても利用可能となるように、学校施設を多機能化することで、複合化による機能確保を想定しない場合においても、幅広い市民活動への対応を図っていきます。

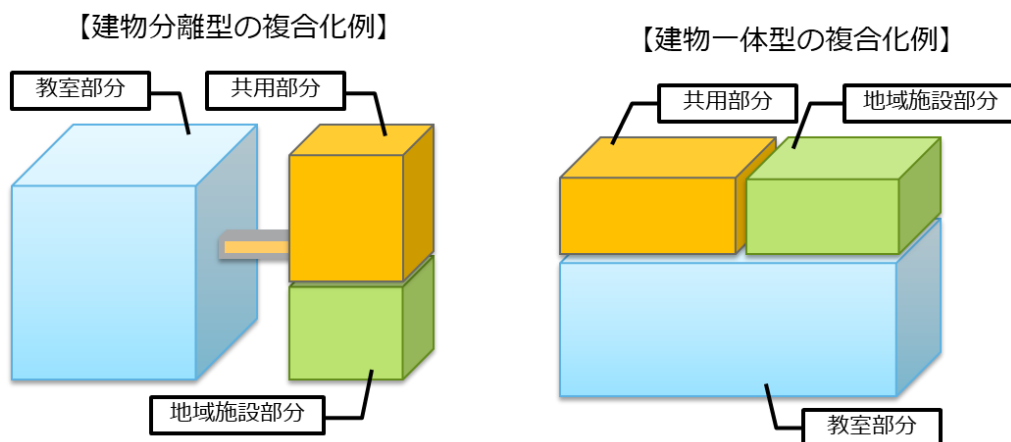
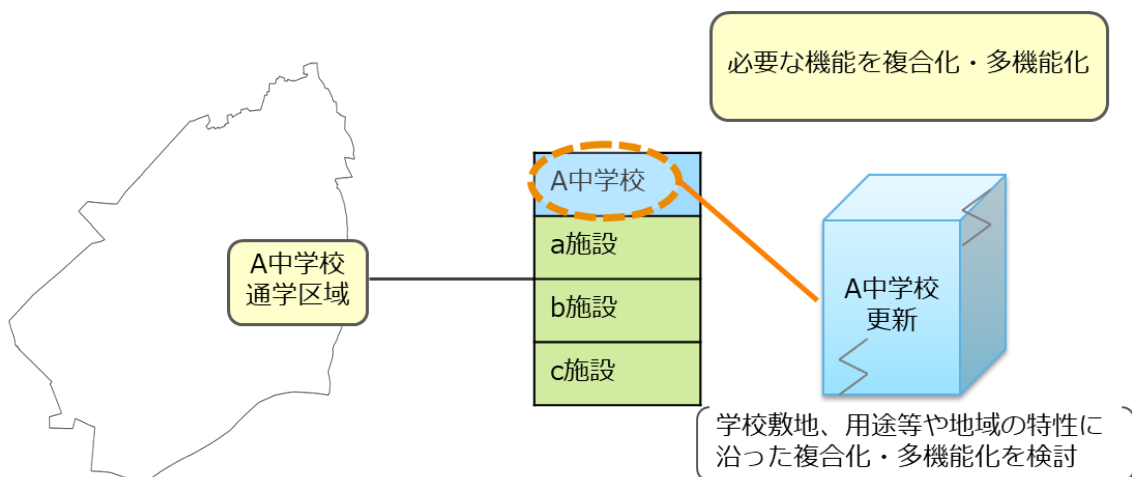


図10 学校施設の更新イメージ

1 公共施設再編の検討事項

(5) 提供するサービス機能

中学校区では、身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」、コミュニティの形成及び活性化のための「コーディネート機能の充実」、様々な人や主体が交流するための年齢を問わない「居場所の確保」、誰もが生きがいやつながりづくりができる「社会参加の機会創出」、心と体のための「健康づくり（運動）の推進」といった行政サービス機能を展開していきます。

一方で、再編計画では、学校を核としたまちづくりを推進するため、10種のサービス機能に着目した公共施設の再編を図りつつ、エリア（圏域）ごとに提供すべきサービス機能を整理していきます。

また、学校との複合化の対象を、学校施設と同時期に更新時期が到来する公共施設とするだけでなく、築浅の公共施設においても効果的な施設は検討範囲に含め、地域の特性を考慮した複合化に取り組んでいきます。

表6 サービス機能と複合化の関連性

※ 調整中

1 公共施設再編の検討事項

(6) 個別施設の分析結果を踏まえた手法の選択

更新や統廃合等の対応策の時期及び内容は、個別施設のハード・ソフト・コストの指標を用いた総合的な評価や多角的な分析、公共施設で提供されているサービス機能に着目した評価の結果を踏まえ、次のとおり検討します。

① 優先検討施設への対応

計画期間中に法定耐用年数を経過する施設又は既に超過している施設、早期に取り組む課題のある施設を「優先検討施設」として位置付け、計画期間中の対応を検討します。

なお、課題のある施設については、建物性能と施設状況（利用状況・コスト）の組合せにより、総合的な視点から定量的な二軸分析を施設分野ごとに行うことで抽出します。

② 想定される手法を踏まえた対応

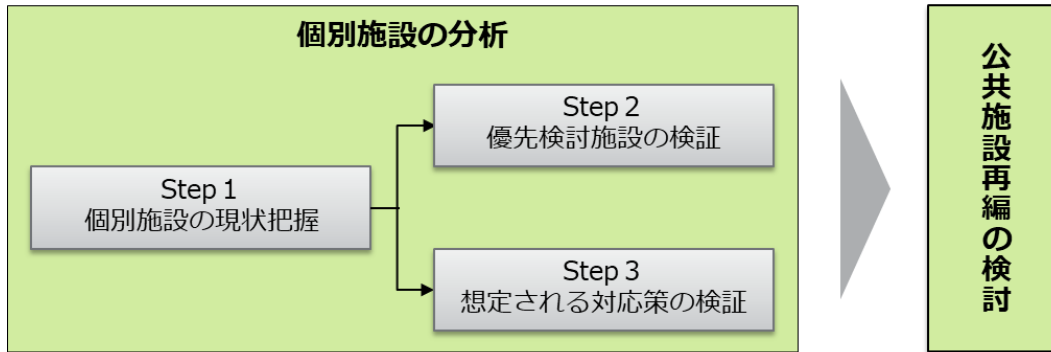
個別施設について、「建物」と「機能」それぞれの視点から、公共施設再編の検討基準となる方向性を検証した上で、計画期間中に想定される対応策を整理します。実際の対応策については、想定される手法を踏まえて検討します。

(7) その他の個別課題への対応

個別施設の分析結果に限らず、施設分野ごとのあり方、各種計画や方針、施設別行政コスト計算書におけるセグメント分析等で示されている課題や今後の対応の方向性を踏まえ、対応策の内容を検討します。

2 個別施設の分析手法

公共施設再編における対応策の時期や内容の検討に当たり、公共施設再編の検討方法の視点を踏まえつつ、ハード・コスト・ソフトに関する情報を把握・整理した上で、優先的に対応すべき公共施設や想定される対応策を検証するため、個別施設の分析を行います。



(1) Step1 個別施設の現状把握

Step 1 個別施設の現状把握では、施設カルテ2022や施設別行政コスト計算書⁶等を基に、表7のとおり、8項目の基礎データを整理した上で、5段階評価を行います。

また、5段階評価の結果は、視覚的にわかりやすく公共施設の状況を把握するため、レーダーチャートにより示します。

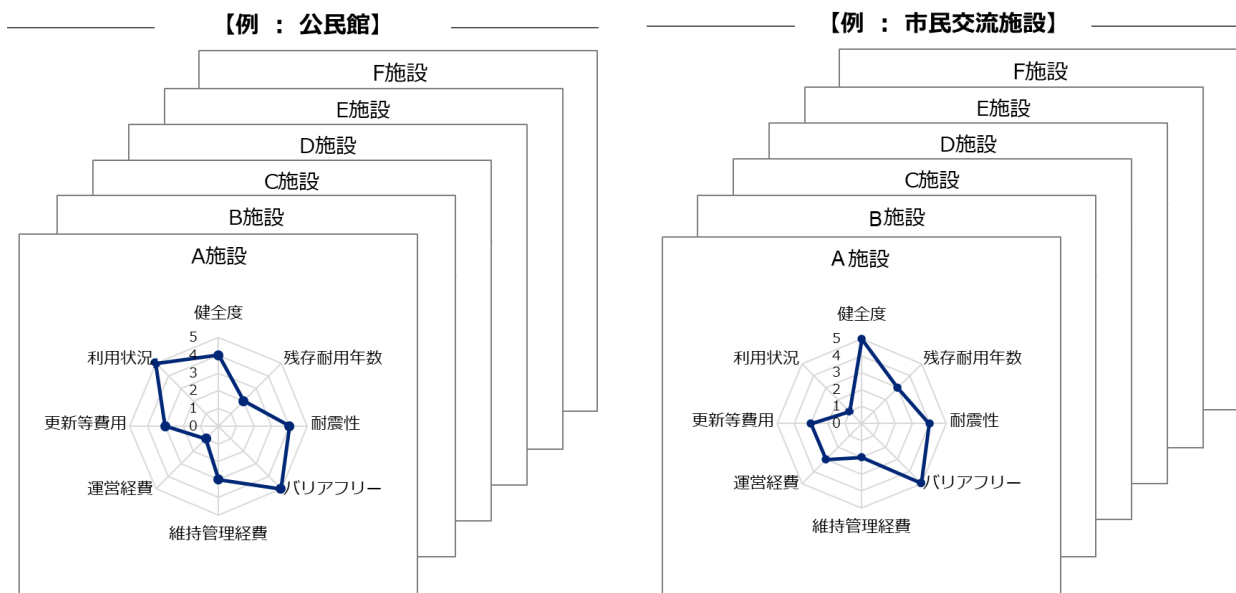


図11 レーダーチャートのイメージ

⁶ 施設別行政コスト計算書：施設単位で費用及び収益を集計し、経年での比較や施設分野内での比較を行うことで施設コスト情報の「見える化」を図り、公共施設マネジメント等に活用することを目的としたもの。

2 個別施設の分析手法

表7 個別施設の現状把握において整理する項目

項目	内容	評価方法	評価基準				
			5点	4点	3点	2点	1点
健全度	建物部位や設備の劣化状況を4段階で評価して点数化したもの	平成30年度実施の簡易劣化診断結果を基に、令和4年度までの改修工事等による改善状況を反映させて絶対評価	70点以上	60点以上 70点未満	50点以上 60点未満	40点以上 50点未満	40点未満
残存耐用年数	法定耐用年数に対する残存年数の割合	2023年時点の割合を算出して絶対評価	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	10%以上 30%未満	10%未満
耐震性	耐震安全性(用途係数)及び耐震化の状況	構造設計指針(東京都財務局)を参考に分類して絶対評価	I類 1.50	II類 1.25	III類 1.00	-	耐震性なし または 不明
バリアフリー	施設カルテ2022で把握しているバリアフリー対応(自動ドア、エレベーター、誰でもトイレ、障害者用駐車場)	充足している項目数による絶対評価 ※1	4つ	3つ	2つ	1つ	なし
維持管理経費	施設別行政コスト計算書(令和4年度決算値)で把握している維持管理経費と減価償却費	延床面積1㎡当たりコストに換算して相対評価(全施設の平均値との比較)	60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 120%未満	120%以上 140%未満	140%以上
運営経費	施設別行政コスト計算書(令和4年度決算値)で把握している運営経費と移転費用	利用者1人当たりコスト等に換算して相対評価(施設分野の平均値との比較)	60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 120%未満	120%以上 140%未満	140%以上
更新等費用	建物の法定耐用年数、建物部位や設備の改修周期等を踏まえ、施設を同じ規模や設備水準で維持した場合の更新費用等	延床面積1㎡当たりコストに換算して相対評価(全施設の平均値との比較)	60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 120%未満	120%以上 140%未満	140%以上
利用状況	利用者数や利用率等施設分野ごとの主な指標	利用率や利用者数等を用いた絶対評価又は相対評価(施設分野の平均値との比較)	※指標ごとに設定				

(2) Step2 優先検討施設の検証

Step2 優先検討施設の検証では、Step1で把握した8項目の基礎データを活用しつつ、ハード・コスト・ソフトの指標値を偏差値化し、総合的な視点から施設分野ごとに二軸分析を行います。

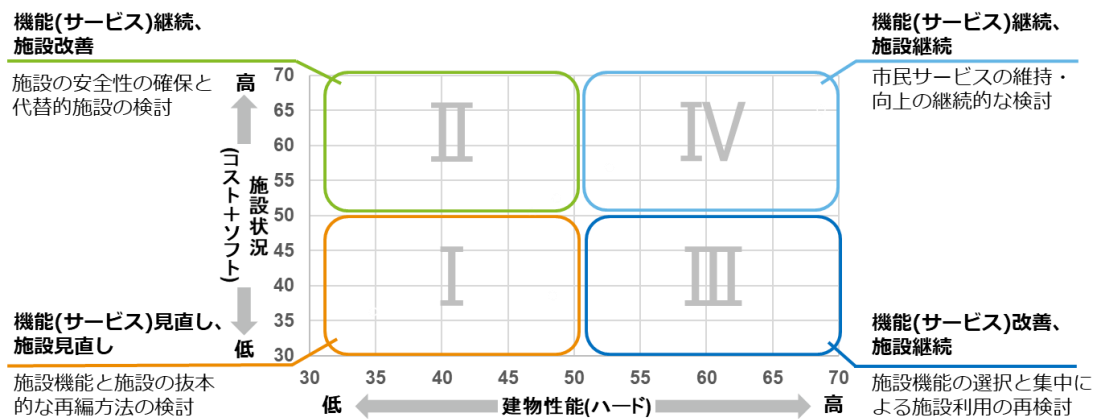


図12 二軸分析(ポートフォリオ図)のイメージ

2 個別施設の分析手法

二軸分析では、ポートフォリオ図の象限Ⅰに分類された個別施設を「課題のある施設」とし、計画期間中に法定耐用年数を経過する施設又は既に超過している施設と併せ、「優先検討施設」として位置付けることで、計画期間中における公共施設再編の対応を優先的に検討します。

[分析対象外の施設分野について]

偏差値化については、全施設又は施設分野内での比較を行います。施設数が少数である施設分野内では適当な分析とはなりません。また、施設特性から公共施設再編の優先度の分析に適していない施設分野もあることから、以下の施設分野については分析対象外とします。

市庁舎、出張所、文化施設、学童クラブ、保健福祉施設、高齢者福祉施設(高齢者在宅サービスセンター・高齢者センター)、障害福祉施設、消費者センター、消防・防災関連施設、環境施設、子ども総合支援施設、その他の社会教育施設、その他諸施設

① 建物性能(ハード)の偏差値について

建物性能(ハード)については、表8のとおり、健全度、残存耐用年数、耐震性とバリアフリーの4項目を活用し、全施設での比較による偏差値を算出します。

表8 建物性能(ハード)の偏差値の算出方法

項目	各項目の偏差値化の方法	建物性能の偏差値の算出方法
健全度	劣化状況を点数化した健全度を全施設での比較により偏差値化	左記4項目の偏差値を合計し、全施設での比較によりさらに偏差値化
残存耐用年数	法定耐用年数に対する残存年数の割合を全施設での比較により偏差値化	
耐震性	[STEP 1 個別施設の現状把握]の評価点を全施設での比較により偏差値化	
バリアフリー	[STEP 1 個別施設の現状把握]の評価点を全施設での比較により偏差値化	

② 施設状況(コスト+ソフト)の偏差値について

施設状況(コスト+ソフト)については、表9のとおり、コスト指標として維持管理経費・運営経費・更新等費用、ソフトの指標として利用状況の4項目を活用し、施設分野内での比較による偏差値を算出します。

表9 施設状況(コスト+ソフト)の指標値の算出方法

項目	各項目の偏差値化の方法	コスト・ソフトの偏差値の算出方法	施設状況の偏差値の算出方法
維持管理経費	延床面積 1㎡当たりコストを全施設での比較により偏差値化	左記3項目の偏差値を合計し、施設分野内での比較により偏差値化	コスト・ソフトの偏差値を合計し、施設分野内での比較により偏差値化
運営経費	利用者1人当たりコスト等を施設分野内での比較により偏差値化		
更新等費用	延床面積 1㎡当たりコストを施設分野内での比較により偏差値化		
利用状況※	利用率や利用者数等を施設分野内での比較により偏差値化	各評価指標の偏差値を合計し、施設分野内での比較により偏差値化	

※多角的な分析のため、必要に応じて1つの施設分野に対して複数の評価指標を使用

(3) Step3 想定される対応策の検証

公共施設再編においては、単に「建物」だけでなく、そこで提供している「サービス」や「施設の使われ方」を整理し、分野横断的な視点による検討を行うこととしています。

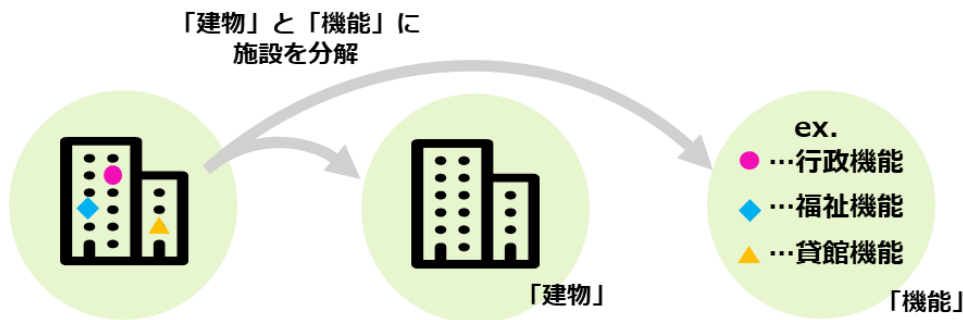


図13 公共施設が「建物」と「機能」を保有しているイメージ

これを踏まえ、Step 3 想定される対応策の検証においては、建物に着目して計画的保全の手法を検証するとともに、機能にも着目して再編手法を検証します。

検証に当たっては、Step 1 個別施設の現状把握における基礎データの5段階評価を組合せ、マトリックス図を用いて、建物・機能それぞれの今後の方向性を分析します。

また、想定される再編手法の検証のため、今後の行政サービスの方向性等を示す「機能別の方針」を踏まえ、各施設が保有する機能について評価を行います。

2 個別施設の分析手法

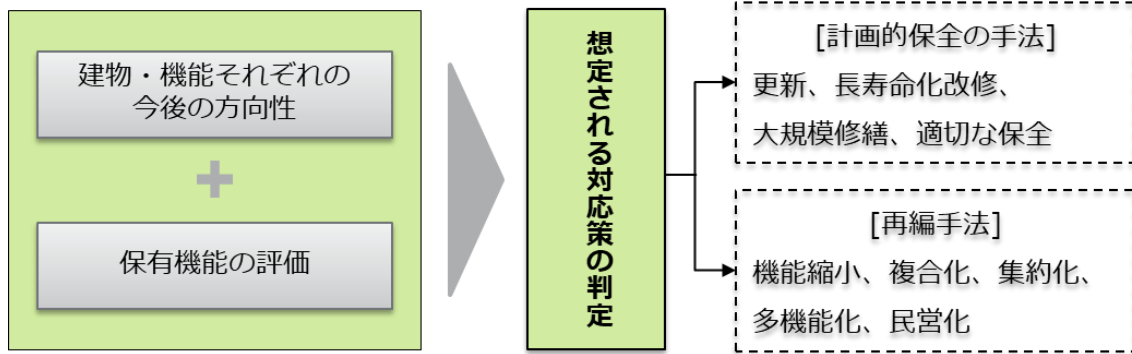


図14 想定される対応策の流れ

① 建物・機能の方向性について

[建物の方向性]

Step 1 個別施設の現状把握における「健全度」と「残存耐用年数」の評価点を組み合わせ、図15のとおり、今後の施設保全の方向性を3段階で評価します。

		残存耐用年数			
		5～4点	3点	2～1点	
健全度	5～4点	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	評価Ⅰ：建替検討 建物の維持が困難であることを踏まえ、再編手法を検討する。 評価Ⅱ：改修検討 施設の継続利用のための大規模修繕や長寿命化改修を検討する。 評価Ⅲ：維持保全 建物の維持を前提に修繕を実施する。
	3点	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	2～1点	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

図15 建物の方向性の評価基準と評価内容

[機能の方向性]

Step 1 個別施設の現状把握における「利用状況」と「運営経費」の評価点を組み合わせ、図16のとおり、施設運営における改善の方向性を3段階で評価します。

		運営経費			
		5～4点	3点	2～1点	
利用状況	5～4点	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	評価Ⅰ：抜本の見直し サービス内容や提供方法など仕組みを含めた抜本的な見直しを図る。 評価Ⅱ：改善・見直し 効果的・効率的なサービス提供に向け、施設の有効活用や財政負担の軽減を図る。 評価Ⅲ：維持向上 更なるサービス向上を図りつつ、サービスを継続していく。
	3点	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	2～1点	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

図16 機能の方向性の評価基準と評価内容

2 個別施設の分析手法

② 保有機能の評価について

想定される再編手法の検証に活用するため、表10のとおり、「機能別の方針」を踏まえつつ、分野横断的な視点から個別施設が保有している主なサービス機能について分析を行います。

表10 保有機能の評価項目

項目	評価内容	評価方法
需給バランス	近年における利用状況の増減率を把握し、機能縮小(減築)の可能性を検討する	平成25～27年度の利用状況の平均値を1とした場合に対する平成30年度の値の増減率を算出
配置バランス	サービス機能の重複を把握し、機能縮小(減築)や集約化の可能性を検討する	中学校通学区域内において同じサービス機能を保有する公共施設の有無を確認
保有設備等※	各施設の部屋ごとの設備等を把握し、多機能化の可能性を検討する	機能別の方針(機能特有の部屋・設備)を踏まえ、サービス提供に必要な部屋の規模や設備を整理した上で、現状と比較
民間施設等による代替	代替の可能性がある民間施設等の有無を把握し、機能縮小(減築)の可能性を検討する	機能別の方針(民間施設等の利用)を踏まえ、中学校通学区域内において、代替の可能性がある民間施設等の有無を確認
他機能との組合せ	効果的な組合せとなるサービス機能を保有する公共施設の有無を把握し、複合化の可能性を検討する	機能別の方針(効果的な他機能との組合せ)を踏まえ、中学校通学区域内において、効果的な組合せとなるサービス機能を保有する公共施設の有無を確認
民間活力の活用	民営化の可能性の有無を把握し、民営化(譲渡)の可能性を検討する	機能別の方針(民間活力の活用)を踏まえ、各施設における民営化の可能性を確認

※既存施設の有効活用の視点から、活動場所の提供における分析を行うため、文化機能、貸館機能とスポーツ機能のみを対象とする。

2 個別施設の分析手法

③ 想定される対応策について

建物・機能の方向性や保有機能の評価を踏まえ、「建物」と「機能」それぞれの視点により、「建物」に対する計画的保全の手法、「機能」に対する再編手法を個別施設ごとに検証します。

[計画的保全の手法の判断基準]

「建物」に対する計画的保全の手法としては、表 11 の判断基準に基づき、更新、長寿命化、大規模修繕、適切な保全の 4 項目を検討します。

表 11 計画的保全の手法の判断基準

手法	判断基準
更新	<ul style="list-style-type: none"> 建物の方向性が「建替検討」 建物の方向性が「改修検討」かつ計画期間中に耐用年数を経過(すでに超過している場合を含む)
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 建物の方向性が「改修検討」かつ残存耐用年数が20%以上(RC造の施設のみ)
大規模修繕	<ul style="list-style-type: none"> 建物の方向性が「改修検討」かつ計画期間中に耐用年数を経過しない
適切な保全	<ul style="list-style-type: none"> 建物の方向性が「維持保全」

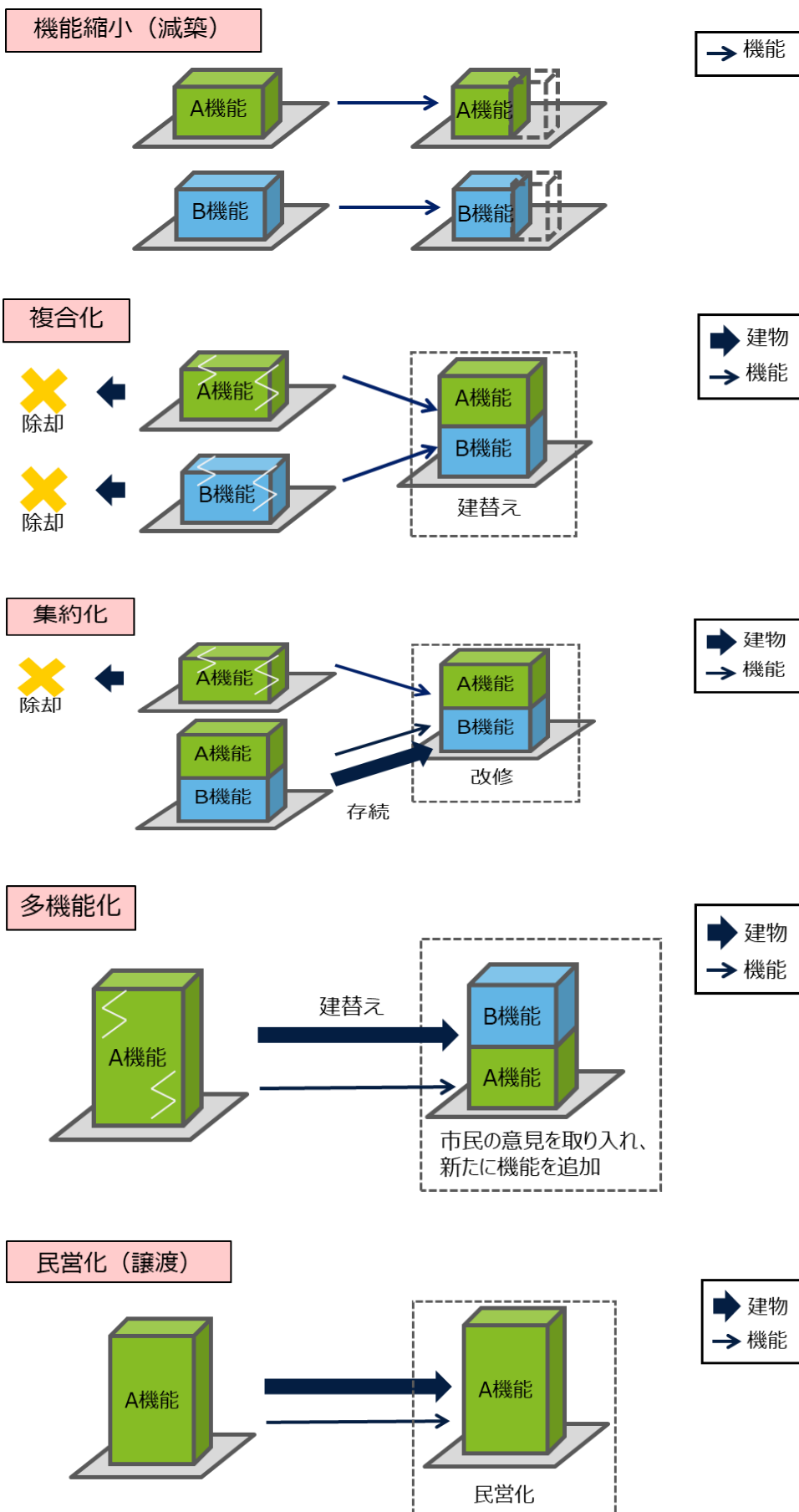
[再編手法の判断基準]

「機能」に対する再編手法としては、表 12 の判断基準に基づき、機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化と民営化(譲渡)の 5 項目を検討します。

表 12 再編手法の判断基準

手法	判断基準
機能縮小(減築)	<ul style="list-style-type: none"> 機能の方向性が「抜本的見直し」(利用状況の増減率が 1 より大きく、かつ、同一機能を有する公共施設や民間等の代替施設がない場合は非該当)
複合化	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な組合せと考えられる他機能が地域内に存在(機能の方向性が「改善・見直し」「維持向上」の場合は、計画的保全の手法として更新が想定される場合に限る。)
集約化	<ul style="list-style-type: none"> 機能の方向性が「抜本的見直し」又は「改善・見直し」、かつ同一機能が地域内に存在(機能の方向性が「改善・見直し」の場合は、計画的保全の手法として更新が想定される場合に限る。)
多機能化	<ul style="list-style-type: none"> 設備面から新たな提供が想定されるサービス機能あり
民営化(譲渡)	<ul style="list-style-type: none"> 民営化の可能性あり

2 個別施設の分析手法



第4章

個別施設の分析結果と今後の方向性 (中学校通学区域別)

第4章. 個別施設の分析結果と今後の方向性(中学校通学区域別)

《計画の見方》

【中学校通学区域について】

エリア（圏域）の再構築を踏まえた対応（P12 参照）として、中学校通学区域を一定の範囲（地域）として公共施設再編の検討を進めます。

【適正配置の状況】

施設分野ごとに、適正配置等（P13 表 2 参照）の状況を示しています。施設分野で重複している場合には、重複の解消を検討し、空白となっている場合は配置を検討していきます。

また、市民交流施設の一般型交流施設は、地域型交流施設を補完する観点から、地域型交流施設が設置されていない小学校通学区域内に 1 か所程度を配置する考えとしているため、小学校通学区域での配置状況を記載しています。なお、小学校通学区域内に市民交流施設が配置されているものの、配置場所が当該中学校通学区域外にある市民交流施設には、当該施設名に括弧を付して表しています。

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

優先検討施設（P20 参照）として位置付けられた施設の方向性を示しています。

①残存法定耐用年数

法定耐用年数（総合管理計画 P114 参照）から、施設の経過年数を差し引いた年数です。

②建物の方向性・機能の方向性

個別施設の分析（P21 参照）により、優先的に対応すべき公共施設や想定される対応策を検証するため、個別施設の分析を行っています。この分析による評価結果（P25 参照）を 3 段階で示しています。

③計画的保全の手法

個別施設の分析・評価結果（P27 表 11 参照）から、「建物」に対する計画的保全として、想定される手法を示しています。

④再編手法

個別施設の分析・評価結果（P27 表 12 参照）から、「機能」に対する想定される再編手法を示しています。

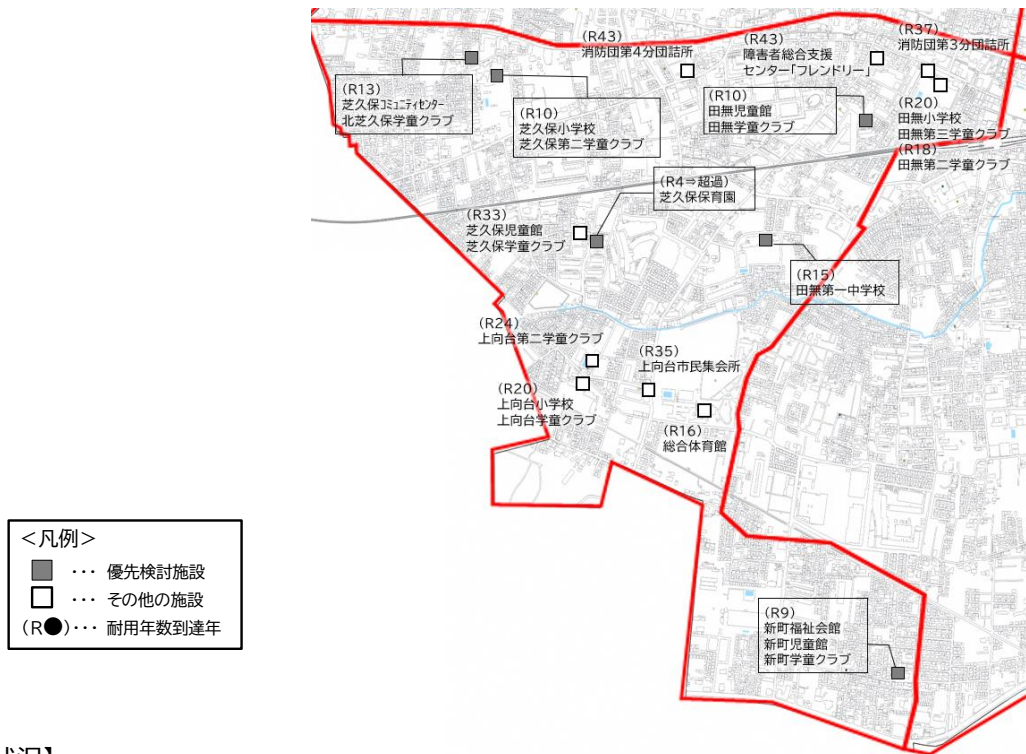
⑤公共施設再編の方向性

適正配置の状況や個別施設の分析結果等から、現状で想定される対応の方向性を一例として示しています。

実際の公共施設再編においては、エリア（圏域）における取組を踏まえて、地域特性を考慮しつつ、市民意見を聴きながら検討していきます。

1 田無第一中学校通学区域

1 田無第一中学校通学区域



<凡例>
 ■ … 優先検討施設
 □ … その他の施設
 (R●) … 耐用年数到達年

【適正配置の状況】

施設分野等	配置されている施設	適正配置の状況		
			地域型交流施設の配置	
市民交流施設	芝久保小学校	芝久保コミュニティセンター	適正	あり
	上向台小学校	上向台市民集会所	適正	
	田無小学校	(緑町コミュニティセンター)、(田無町市民集会所)	重複	
児童館	田無児童館、芝久保児童館、新町児童館		重複	
基幹型保育園	—		空白	
福祉会館等	新町福祉会館		適正	

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
芝久保コミュニティセンター	8年	II	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	芝久保小学校の通学区域において、現状、適正配置となっているため、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
芝久保小学校	5年	I	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
田無第一中学校	10年	I	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
田無児童館	5年	II	更新 複合化、集約化、多機能化	都営住宅に設置されているため東京都による建替えの動向を伺いつつ、南部地域における児童館の再編成(特化型児童館の整備)とあわせ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
新町児童館	4年	I	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化	周辺の公共施設の配置状況等を踏まえ、地域における子どもの居場所として求められる設備や施設規模とあわせた複合化等を検討する。
田無学童クラブ	5年	II	更新 複合化	都営住宅に設置されているため東京都による建替えの動向を伺いつつ、定員超過の状況や将来見込みを踏まえ、田無小学校内への移転を検討する。

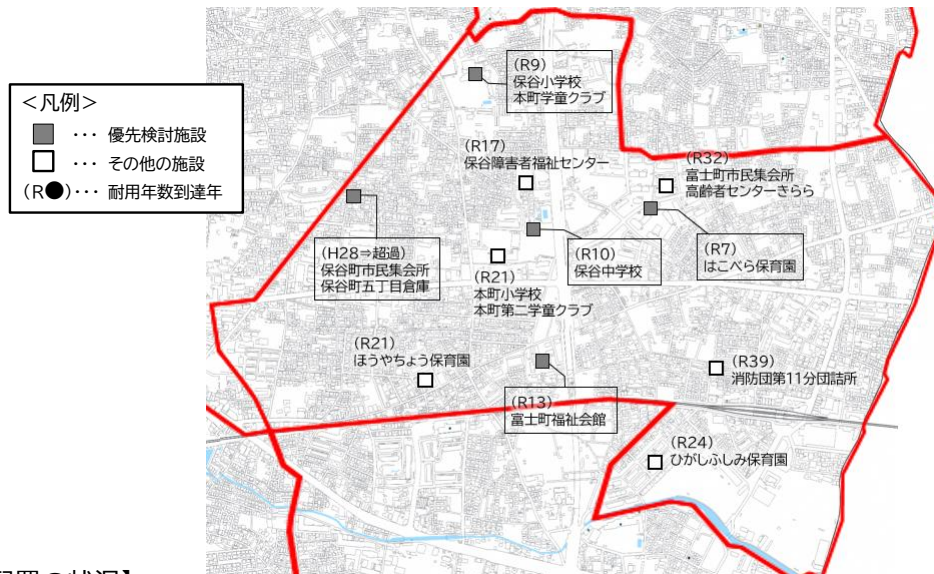
1 田無第一中学校通学区

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性	再編手法	
新町学童クラブ	4年		更新	上向台小学校のほか、向台小学校の児童が利用しているため、向台小学校の児童の受け皿を考慮しつつ、上向台小学校内への移転を検討する。
	I	III	複合化	
北芝久保学童クラブ	8年		更新	芝久保小学校の更新にあわせ、芝久保小学校内への移転を検討する。
	II	III	複合化	
芝久保第二学童クラブ	5年		更新	芝久保小学校の更新にあわせ、芝久保小学校内の配置を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
芝久保保育園	△1年		更新	「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」に基づき、民営化に向けて取り組むが、都営住宅に設置されている保育園の民設民営化には一定程度課題があり、また基幹型保育園の空白地域でもあるため、移転とあわせた対応を検討する。
	II	III	複合化、民営化	
新町福祉会館	4年		更新	新町市民集会所の廃止を踏まえ、現地での建替えを想定しつつ、建替えにあたっては、複合化を含め、新町地域の福祉の充実を踏まえた施設内容を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

2 保谷中学校通学区

2 保谷中学校通学区



【適正配置の状況】

施設分野等	配置されている施設	適正配置の状況	
		地域型交流施設の配置	
市民交流施設	碧山小学校	富士町市民集会所	適正
	保谷小学校	保谷町市民集会所	適正
	本町小学校	—	空白
児童館	—		空白
基幹型保育園	—		空白
福祉会館等	富士町福祉会館		適正

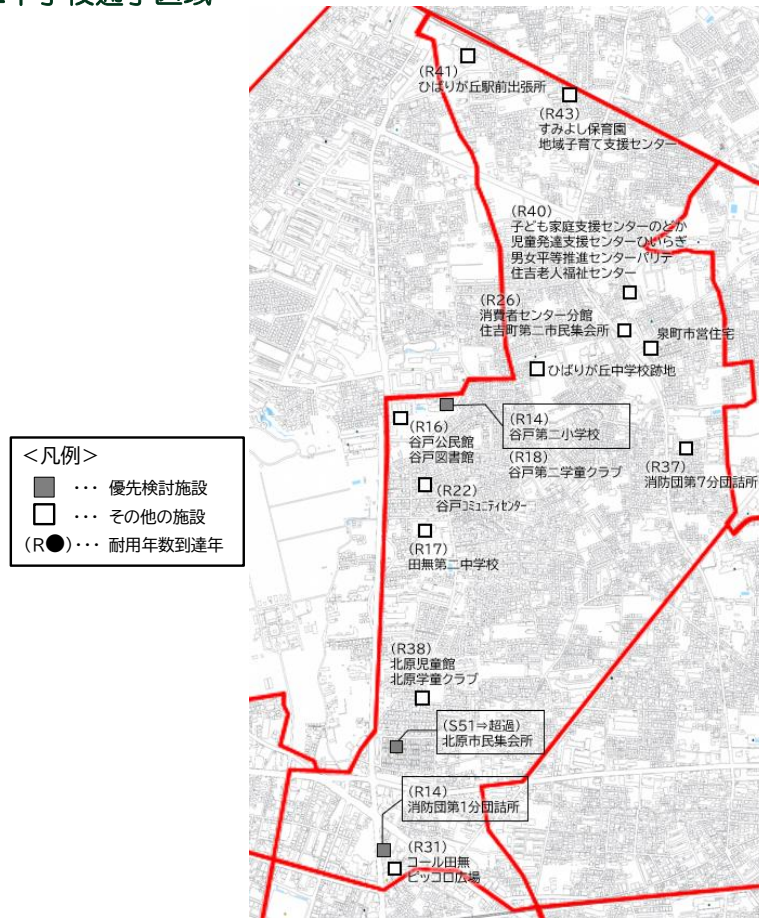
【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
保谷町市民集会所	△7年		更新	保谷小学校の通学区において、現状、適正配置となっているため、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
	II	II	複合化、集約化	
保谷小学校	4年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
保谷中学校	5年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
本町学童クラブ	4年		更新	保谷小学校の更新の際は、保谷小学校内の配置を継続する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
はこべら保育園	2年		更新	基幹型保育園の空白地域であるため、施設更新にあたっては、施設規模等に留意し、地域子育て支援センターを併設するとともに、仮園舎を必要としない移転や、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
	I	III	複合化、民営化	
富士町福祉会館	8年		更新	施設更新にあたり、周辺施設との複合化等により、地域共生社会の実現に向けた施設内容を検討する。
	II	II	複合化、集約化、多機能化	
保谷町五丁目倉庫	△7年		更新	保谷町市民集会所への対応にあわせ、施設廃止を検討する。
	II	—	—	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

3 田無第二中学校通学区

3 田無第二中学校通学区



【適正配置の状況】

施設分野等		配置されている施設	適正配置の状況	
				地域型交流施設の配置
市民交流施設	谷戸第二小学校	谷戸コミュニティセンター、北原市民集会所、(谷戸第二市民集会所)	重複	あり
	住吉小学校	住吉町第二市民集会所	適正	
	田無小学校	(緑町コミュニティセンター)、(田無町市民集会所)	重複	
	保谷小学校	(保谷町市民集会所)	適正	
児童館	北原児童館		適正	
基幹型保育園	すみよし保育園		適正	
福祉会館等	住吉老人福祉センター		適正	

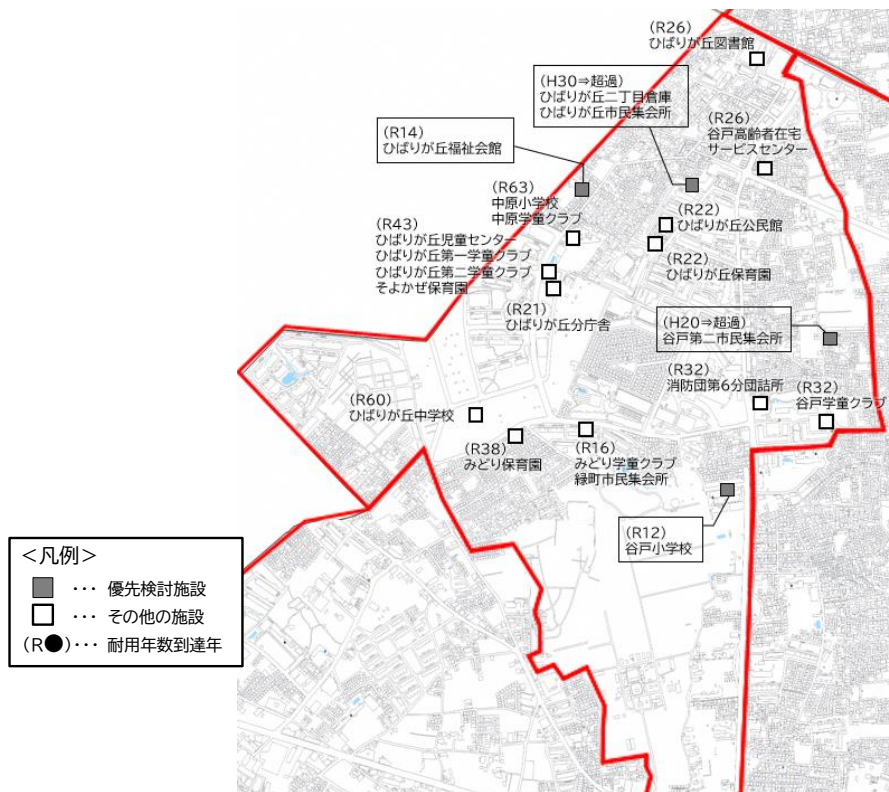
【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
北原市民集会所	△47年		更新	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととしているため、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。また、適正配置の考え方や取得の経緯も踏まえ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
谷戸第二小学校	9年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
消防団第1分団詰所	9年		更新	仮施設を必要としない移転とあわせた施設更新を検討する。
	II	-	-	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

4 ひばりが丘中学校通学区

4 ひばりが丘中学校通学区



【適正配置の状況】

施設分野等		配置されている施設	適正配置の状況	
				地域型交流施設の配置
市民交流施設	谷戸小学校	緑町市民集会所	適正	なし
	中原小学校	ひばりが丘市民集会所	適正	
	谷戸第二小学校	谷戸第二市民集会所、(谷戸コミュニティセンター)、(北原市民集会所)	重複	
児童館		ひばりが丘児童センター	適正	
基幹型保育園		—	空白	
福祉会館等		ひばりが丘福祉会館	適正	

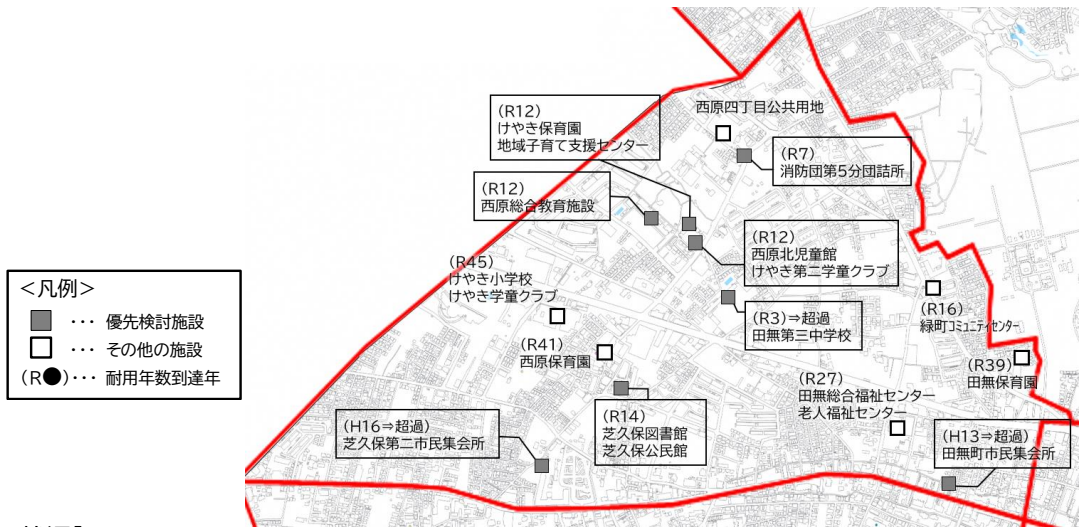
【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
谷戸第二市民集会所	△15年		更新	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととしているため、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。また、適正配置の考え方を踏まえ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
ひばりが丘市民集会所	△5年		更新	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととしているため、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。
	II	III	複合化	
谷戸小学校	7年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
ひばりが丘福祉会館	9年		更新	施設更新にあたり、周辺施設との複合化等により、地域共生社会の実現に向けた施設内容を検討する。
	II	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化	
ひばりが丘二丁目倉庫	△5年		更新	ひばりが丘市民集会所への対応にあわせ、施設廃止を検討する。
	II	—	—	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

5 田無第三中学校通学区

5 田無第三中学校通学区



【適正配置の状況】

施設分野等		配置されている施設	適正配置の状況	
				地域型交流施設の配置
市民交流施設	田無小学校	緑町コミュニティセンター、田無町市民集会所	重複	あり
	けやき小学校	芝久保第二市民集会所	適正	
児童館		西原北児童館		適正
基幹型保育園		けやき保育園		適正
福祉会館等		老人福祉センター		適正

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法		公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性	再編手法		
芝久保図書館	9年		更新	機能縮小(減築)、複合化	図書館のあり方を踏まえ、複合化等の対応策を検討する。なお、対応の時期については、都営住宅の建替えに係る東京都の動向を伺いながら検討する。
	II	I			
芝久保公民館	9年		更新	機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化	芝久保図書館とあわせて、複合化等の対応策を検討する。なお、対応の時期については、都営住宅の建替えに係る東京都の動向を伺いながら検討する。
	II	I			
田無町市民集会所	△22年		更新	複合化、集約化	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととしているため、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。また、適正配置の考え方を踏まえ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
	II	II			
芝久保第二市民集会所	△19年		更新	複合化、集約化	けやき小学校通学区区域内における施設の維持を視野に、周辺施設と複合化することで、複合的なサービス提供を検討する。
	I	II			
田無第三中学校	△2年		更新	機能縮小(減築)、複合化、集約化	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	II	I			
西原北児童館	7年		更新	機能縮小(減築)、複合化、集約化、多機能化	地区計画の活用等にあわせた「一団地の住宅施設」に関する都市計画の廃止を視野に、移転も含めた複合化等の対応策を検討する。
	II	I			
けやき第二学童クラブ	7年		更新	複合化	けやき小学校内への移転を検討する。なお、移転時期は西原北児童館への対応を踏まえて検討する。
	II	III			
けやき保育園	7年		更新	複合化、民営化	地区計画の活用等にあわせた「一団地の住宅施設」に関する都市計画の廃止を視野に、地域子育て支援センター併設を考慮した施設規模を確保したうえで、移転も含めた施設更新を検討する。
	II	III			

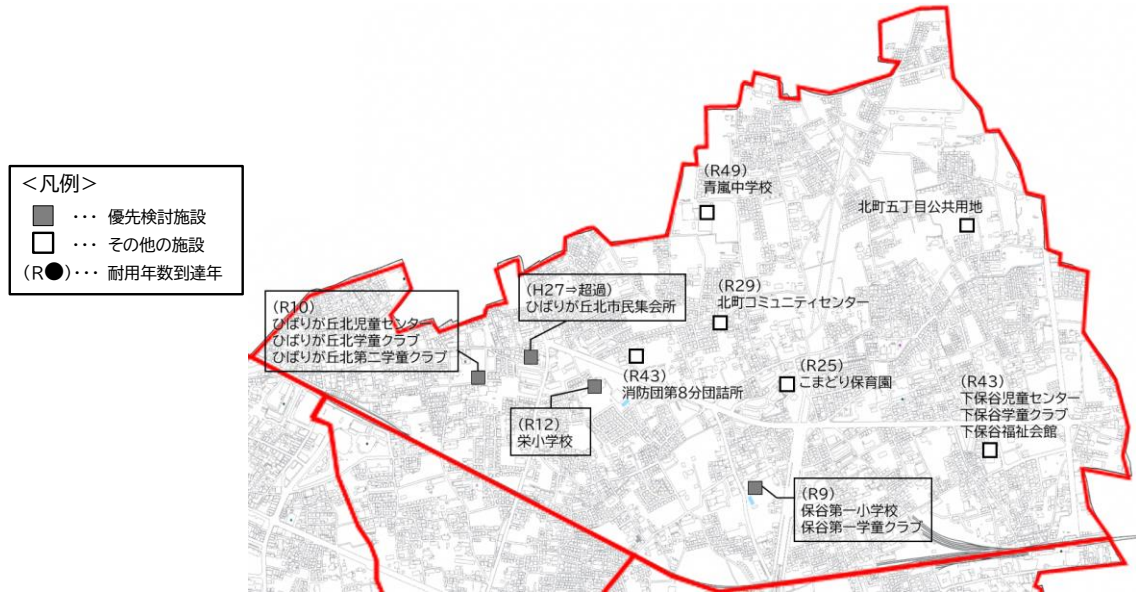
5 田無第三中学校通学区

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性	再編手法	
消防団第5分団詰所	2年		更新	西原四丁目公共用地を活用した施設整備手法を検討する。
	II	—	—	
西原総合教育施設	7年		更新	地区計画の活用等にあわせた「一団地の住宅施設」に関する都市計画の廃止を視野に、周辺住民や施設を暫定利用している関係部署・関係機関と調整しつつ、今後の活用を検討する。
	I	II	複合化、集約化	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

6 青嵐中学校通学区

6 青嵐中学校通学区



【適正配置の状況】

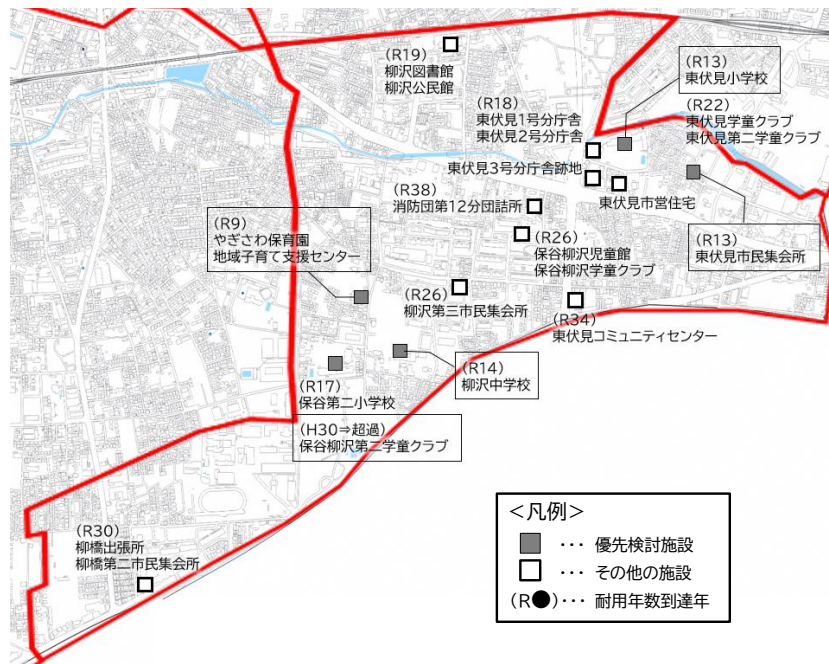
施設分野等		配置されている施設	適正配置の状況	
				地域型交流施設の配置
市民交流施設	保谷第一小学校	—	空白	あり
	栄小学校	北町コミュニティセンター、ひばりが丘北市民集会所	重複	
児童館		下保谷児童センター、ひばりが丘北児童センター		重複
基幹型保育園		—		空白
福祉会館等		下保谷福祉会館		適正

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
ひばりが丘北市民集会所	△8年		更新	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととしているため、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。また、適正配置の考え方を踏まえ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
	II	II	複合化、集約化	
保谷第一小学校	4年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
栄小学校	7年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
ひばりが丘北児童センター	5年		更新	周辺の公共施設の更新状況等を踏まえ、地域における子どもの居場所機能を確保するため複合化等を検討する。
	I	III	複合化、多機能化	
ひばりが丘北学童クラブ	5年		更新	栄小学校の更新にあわせ、栄小学校内への移転を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
ひばりが丘北第二学童クラブ	5年		更新	栄小学校の更新にあわせ、栄小学校内への移転を検討する。
	I	II	複合化、集約化	
保谷第一学童クラブ	4年		更新	保谷第一小学校の更新の際は、保谷第一小学校内の配置を継続する。
	I	III	複合化	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

7 柳沢中学校通学区



【適正配置の状況】

施設分野等	配置されている施設	適正配置の状況	
		重複	地域型交流施設の配置
市民交流施設	保谷第二小学校	重複	あり
	東伏見小学校	重複	
児童館	保谷柳沢児童館		適正
基幹型保育園	やぎさわ保育園		適正
福祉会館等	—		空白

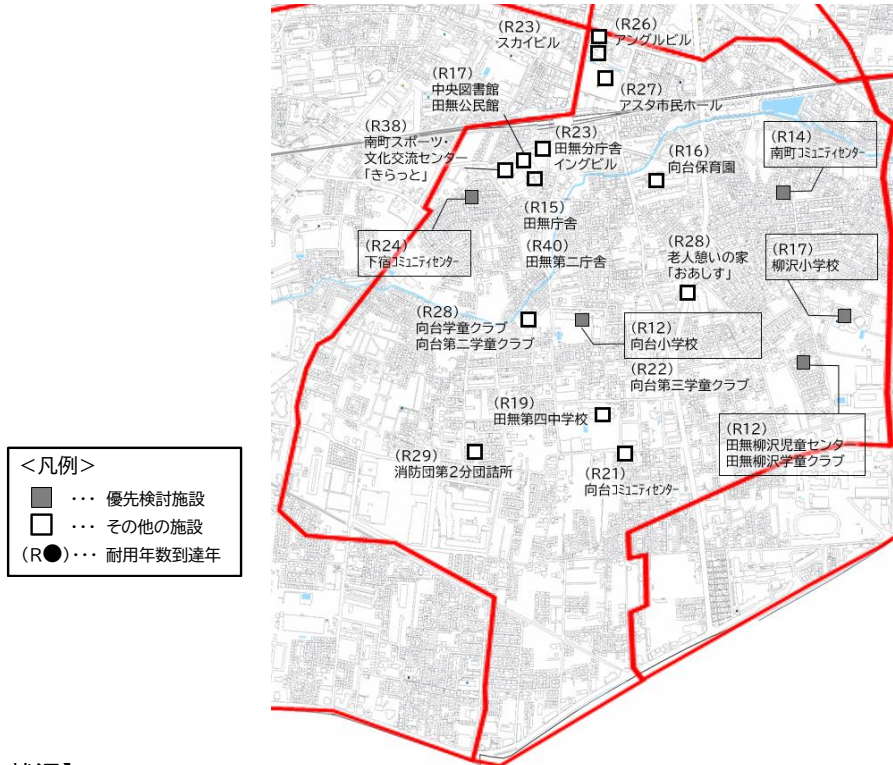
【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
東伏見市民集会所	8年		更新	貸館機能施設は、複合的なサービス提供を目指すこととして、学校等の施設更新にあわせた複合化を検討する。また、適正配置の考え方を踏まえ、重複施設の解消に向けた集約化等を検討する。
	II	II	複合化、集約化	
東伏見小学校	8年		更新	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	I	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
柳沢中学校	9年		長寿命化、大規模修繕	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
	II	I	機能縮小(減築)、複合化、集約化	
保谷柳沢第二児童クラブ	△5年		更新	施設老朽化への対応のため、保谷第二小学校における余裕教室の有効活用などによる移転を検討する。
	II	III	複合化	
やぎさわ保育園	4年		更新	施設更新にあたっては、基幹型保育園としての効果的な運営に向けて、施設規模等に留意しつつ、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
	I	III	複合化、民営化	

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

8 田無第四中学校通学区域

8 田無第四中学校通学区域



【適正配置の状況】

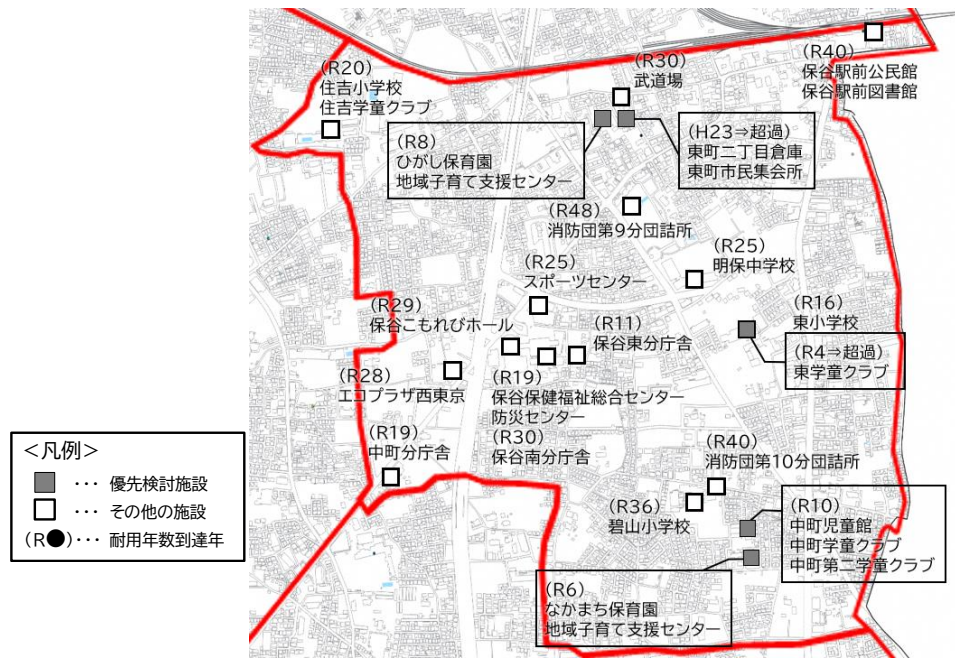
施設分野等	配置されている施設	適正配置の状況		
		重複	地域型交流施設の配置	
市民交流施設	向台小学校	下宿コミュニティセンター、向台コミュニティセンター	重複	あり
	柳沢小学校	南町コミュニティセンター	適正	
	田無小学校	(緑町コミュニティセンター)、(田無町市民集会所)	重複	
児童館	田無柳沢児童センター		適正	
基幹型保育園	—		空白	
福祉会館等	—		空白	

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
南町コミュニティセンター	9年 II	I	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	柳沢小学校の通学区域において、現状、適正配置となっているため、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
下宿コミュニティセンター	19年 III	I	適切な保全 機能縮小(減築)、複合化、集約化	施設設置の経緯や適正配置の考え方を踏まえ、重複施設の対応について検討する。
向台小学校	7年 II	II	更新、長寿命化 複合化、集約化	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
柳沢小学校	12年 II	I	長寿命化、大規模修繕 機能縮小(減築)、複合化、集約化	「学校施設個別施設計画」の考え方に基づき、教育環境の向上や地域コミュニティの核となる施設を目指し、周辺施設との複合化等を検討する。
田無柳沢児童センター	7年 II	III	更新 複合化、多機能化	田無柳沢学童クラブの跡地については、児童センターとして活用する。その際、南部地域における特化型児童館の議論を踏まえた活用もあわせて検討する。
田無柳沢学童クラブ	7年 II	I	更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	定員超過状況等を考慮し、柳沢小学校内へ移転する。

※小・中学校の残存法定耐用年数は、物理的耐用年数（総合管理計画 P114 参照）を基に算出しています。

9 明保中学校通学区域



【適正配置の状況】

施設分野等		配置されている施設	適正配置の状況	
				地域型交流施設の配置
市民交流施設	東小学校	東町市民集会所	適正	なし
	住吉小学校	(住吉町第二市民集会所)	適正	
	碧山小学校	(富士町市民集会所)	適正	
	保谷小学校	(保谷町市民集会所)	適正	
児童館	中町児童館		適正	
基幹型保育園	なかまち保育園、ひがし保育園		重複	
福祉会館等	—		空白	

【優先検討施設における公共施設再編の方向性】

施設名	残存法定耐用年数		計画的保全の手法 再編手法	公共施設再編の方向性 (計画期間内)
	建物の方向性	機能の方向性		
東町市民集会所	△12年		更新 複合化、集約化	東小学校の通学区域において、現状、適正配置となっているため、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
	II	II		
中町児童館	5年		更新 複合化、多機能化	明保中学校の通学区域において、現状、適正配置となっているため、学校等の施設更新にあわせた複合化等を検討する。
	I	III		
中町学童クラブ	5年		更新 複合化、集約化	施設更新にあわせて、碧山小学校内への移転を検討する。
	I	II		
中町第二学童クラブ	5年		更新 複合化、集約化	施設更新にあわせて、碧山小学校内への移転を検討する。
	I	II		
東学童クラブ	△1年		更新 機能縮小(減築)、複合化、集約化	施設老朽化への対応のため、東小学校における教室等の利用による移転を含め、検討する。
	II	I		
なかまち保育園	1年		更新 複合化、民営化	基幹型保育園が重複しているため、地域子育て支援センターの機能移転や、なかまち保育園またはひがし保育園どちらか1園について複合化・民設民営化等を検討する。
	I	III		
ひがし保育園	3年		更新 複合化、民営化	基幹型保育園が重複しているため、地域子育て支援センターの機能移転や、なかまち保育園またはひがし保育園どちらか1園について複合化・民設民営化等を検討する。
	I	III		
東町二丁目倉庫	△12年		更新 —	東町市民集会所への対応にあわせ、施設廃止を検討する。
	II	—		

資料編

※ 調整中

西東京市公共施設再編計画

令和6年3月 発行(予定)

西東京市 企画部 公共施設マネジメント課

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

電話 042-420-2800(直通)

